

## 【東京国際クルーズターミナル・シンボルマークの使用について】

### 1 使用手続き

シンボルマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、以下の内容を承諾したうえで、すみやかに様式に定める東京国際クルーズターミナル・シンボルマーク使用届（以下、「使用届」という。）を東京都港湾局港湾経営部振興課誘致推進担当（以下、「誘致推進担当」という。）宛てに提出しなければならない。

### 2 使用料

使用料は、無料とする。

### 3 使用期間

シンボルマークの使用期間は、2020年12月31日までの期間とする。

### 4 使用の禁止

(1) 使用者は、使用目的が以下のいずれかに該当する場合は、シンボルマークを使用することができない。

- ① 東京港の信用及び品位を害すると認められるもの
- ② 法令及び公序良俗に反すると認められるもの
- ③ 政治、宗教、思想等の目的に使用するもの
- ④ 自己の商標とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるもの
- ⑤ その他誘致推進担当が使用を不適切と認めるもの

(2) 誘致推進担当は、使用届の内容及び使用実態について適当でないと認めるときは、使用者に対しその使用の中止を求め、使用者は異議なくこれに従うものとする。

### 5 遵守事項

使用者は、以下に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に記載した目的にのみ使用すること
- (2) 使用者以外の第三者にシンボルマークを使用させないこと
- (3) 色調（モノクロは可）、縦横比、形状を変化させないこと
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

なお、シンボルマークは商標登録済みである

### 6 損害の補償

誘致推進担当は、使用者がシンボルマークの使用にあたって損失等が発生した場合の補償等については一切の責を負わない。

平成 年 月 日

東京国際クルーズターミナル・シンボルマークの使用について

東京都港湾局港湾経営部振興課

誘致推進担当 宛て

東京国際クルーズターミナル・シンボルマークについて、「東京国際クルーズターミナル・シンボルマークの使用について」を承諾したうえで次のとおり使用します。

使用者氏名または団体名		印	
団体の場合	代表者名	印	
	担当者名	(部署名)	(担当者名)
住所・所在地		〒	
電話番号			
FAX 番号			
メールアドレス			
使用目的			
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで	

提出先：東京都港湾局港湾経営部振興課誘致推進担当

郵送の場合：〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8-1 都庁第二本庁舎 8 階

FAX の場合：03-5388-1576

E-mail の場合：S0000517@section.metro.tokyo.jp

※E-mail の場合は、押印しスキャンしたものを PDF ファイルでお送りください。

複数ある場合は別紙にまとめていただいて、一括申請していただいても構いません。